

## 生駒市規則第6号

生駒市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月15日

生駒市長 山下 真

### 生駒市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市下水道条例施行規則（昭和59年4月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を「第1章 総則（第1条・第2条）  
第1章の2 公共下水道の構造の基準等（第2条の2）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

#### 第1章の2 公共下水道の構造の基準等

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第2条の2 条例第3条の2第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
  - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
  - イ 大腸菌が検出されないこと。
  - ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第12条中「（昭和42年建設省令第37号）」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。